

政務活動費連絡会報告書

令和4年2月4日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

神奈川県議会では、令和元年6月に「政務活動費連絡会」を設置し、政務活動費に係る更なる透明性の向上のため、会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しのホームページ上での公開について、令和6年度（令和5年度交付分）までには実施するという方向性を示したところである。

今年度においては、先に、政務活動費関係の様式の押印の廃止について検討し、その結果を団長会に報告した。

そして今般、ホームページ上での公開を円滑に行うために整理すべき課題を中心に、昨年度に引き続き検討を行い、一定の方向性を取りまとめたので、ここに報告する。

令和4年2月4日

神奈川県議会議長 小島 健一 殿

政務活動費連絡会 座長 藤代 ゆうや

I 「政務活動費の指針」に関する事項

1 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について

(1) 現状

領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）の写しを議長提出する際の形式については定まっておらず、サイズは、A4判、A3判、その他の大きさが混在し、書類の向きも縦型と横型が混在している。

また、印刷方法についても指定していないことから、両面印刷や片面印刷、縮小コピーなど様々な形で提出されている。

(2) 課題

証拠書類等の写しのホームページ上での公開にあたり、提出された書類のPDF化作業が新たに加わることになるが、書類の整理がしづらい状況となっている。

また、書類を縮小コピーすると文字が小さくなり、閲覧しにくくなることが懸念される。

(3) 見直しの方向性

議長提出する証拠書類等の写しについて、次のとおり形式を定めることとする。（令和4年3月「政務活動費の指針」（以下「指針」という。）改定）

- ・サイズはA4とし、向きは縦判に統一する。
- ・片面印刷とする。
- ・縮小コピーは行わないこととする。

2 議長提出する証拠書類等の写しの枚数の削減について

(1) 現状

同一経費について、少額であっても1枚の領収書、レシート等に対して1つの支出伝票を作成しているケースがある。

(2) 課題

ホームページ上での公開を円滑に行うために、書類の枚数を削減する必要がある。

(3) 見直しの方向性

同一経費に係る一定期間分の領収書、レシート等は、まとめて一つの支出伝票で充当できることを指針に明記する。

(令和4年3月指針改定)

ア 1か月ごとにまとめることができる経費の例

- ・ 電車代、バス代
- ・ タクシー代
- ・ ガソリン代
- ・ 高速道路料金
- ・ 駐車代
- ・ 事務所の管理運営費等（光熱水費等）

イ 3か月ごとにまとめることができる経費の例

- ・ 事務所の賃借料
- ・ 事務所に附設する駐車場の賃借料
- ・ 車両のリース代
- ・ 事務機器等のリース代

3 その他

○ 政務活動補助職員の雇用手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費（専門家への報酬等）について

(1) 現状

政務活動補助職員に係る税金や社会保険などの手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費に政務活動費を充当しているケースがあるが、充当の可否について指針上に記載がない。

(2) 課題

充当について、会派及び議員の判断に委ねられている。

(3) 見直しの方向性

政務活動補助職員を雇用するために必要な経費であるため、社会保険労務士等の専門家に依頼する経費に充当することができることを指針に明記する。(令和4年3月指針改定)

II 領収書その他の証拠書類の事前確認について

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、今年度から試行している新たな仕組みによる証拠書類等の事前確認が、概ね順調に実施されていることから、現在の仕組みについて、変更等なく令和4年度も試行を実施する。

III 今後の対応

会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開の円滑な実施に向けて、引き続き課題の整理を行っていく。

また、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。

政務活動費連絡会委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	藤 代 ゆうや (座長) 山 口 貴 裕 田 中 徳一郎 田 中 信 次
立憲民主党・民権クラブ	中 村 武 人 ためや 義 隆
公 明 党	谷 口 かずふみ
県 政 会	池 田 東一郎
共 産 党	君 嶋 ちか子
かながわ県民・民主フォーラム	京 島 けいこ